

家計調査の抽出区分の見直しについて

1 現状・背景

- 家計調査では、調査員が調査地域の全居住世帯の名簿（以下「世帯名簿」という。別紙1参照）を作成しており、二人以上の世帯については、世帯名簿から「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」及び「農林漁家世帯」の3区分の世帯比率に応じて世帯を抽出している。
- 平成20年1月結果からは、農林漁家世帯を除く結果表については原則として全て廃止し、現在、農林漁家世帯を含む結果を主系列と位置付けている。結果利用の観点から、農林漁家世帯を除く結果の一部を引き続き公表しているが、農林漁家世帯を除く結果と含む結果の差は軽微（平成22年からの5年間で、消費支出の差は平均で0.1%程度）。
- 農林漁家世帯は趨勢的に減少しており、二人以上の世帯に占める割合は平成17年からの10年間の間に3.0%から1.8%に低下している（別紙2参照）。二人以上の世帯のうち、勤労者以外の世帯における無職世帯の割合が増加しており（別紙3参照）、無職世帯に関する結果も公表している。

2 課題

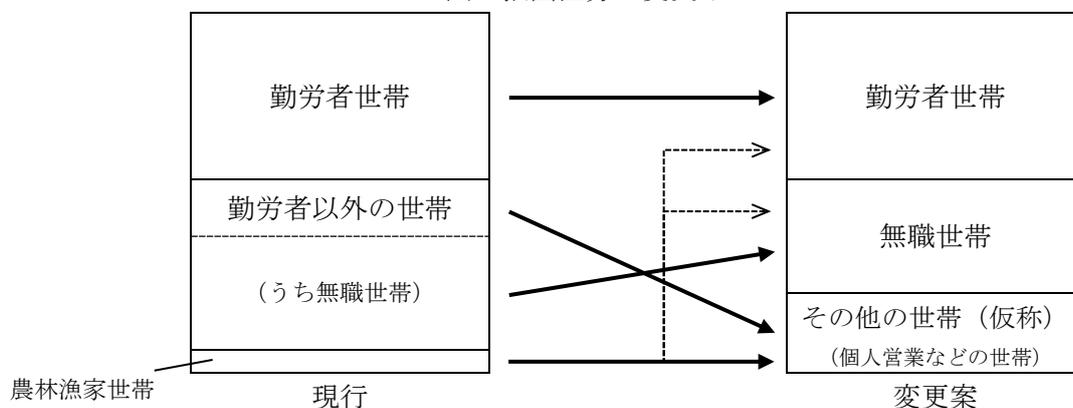
社会経済情勢の変化等を踏まえ、農林漁家世帯の取扱いを含む抽出区分の在り方を見直す必要がある。

3 変更案

農林漁家世帯の区分を廃止する。また、無職世帯に関する結果の重要性が増していると考えられることから、無職世帯の区分を創設する（イメージは下図のとおり）。これにより、勤労者世帯のほかに、無職世帯を安定的に把握することで、より母集団の縮図となるような標本を得ることが可能となる。

併せて、農林漁家世帯を除く結果の公表を止める。

図 抽出区分の変更イメージ



家計調査 二人以上の世帯に占める農林漁家世帯の割合(抽出率調整)の推移

